

(案)

府 消 委 第 号
令 和 7 年 月 日

内閣総理大臣
石破 茂 あて

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子

答 申 書

令和 7 年 7 月 22 日付消食表第 472 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、下記のとおり答申する。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、諮問された改正案のとおりとすることが適当である。

なお、消費者委員会食品表示部会の議論においては、一般食品と同様の表示ができることや消費者の選択に資することへの前向きな意見が多かった一方で、機能性表示食品は反復継続して摂取されることが見込まれる食品であることへの懸念等が示された。

これらを踏まえ、消費者庁においては、本改正が消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に寄与しうよう、事業者に適正な表示を促すための手引きや不正表示を把握・是正するための指針の改定等をお願いしたい。

また、引き続き手引き・指針の内容に準じて適切な監視指導を行うとともに、消費者向けのわかりやすい Q & A を活用した普及・啓発を実施するなど、必要な取組を進めていただきたい。

以上

令和 7 年 月 日

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子 あて

消費者委員会食品表示部会長
今村 知明

報 告 書

令和 7 年 7 月 22 日付消食表第 472 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、下記のとおり報告する。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、食品表示部会において審議を行った結果、令和 年 月 日に、諮問された改正案のとおりとすることが適当である旨を議決した。